

第 5 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

平成 29 年 11 月 10 日

第 5 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 平成29年11月10日（金） 午後2時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
  
- 第 2 報第 23 号  
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
  
- 第 3 報第 24号  
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
  
- 第 4 報第 25号  
農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について（報告）
  
- 第 5 議第 48号  
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
  
- 第 6 議第 49号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
  
- 第 7 議第 50号  
農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決

## 農業委員

### 1. 会議に出席した委員

1 番	鉤 孝幸	2 番	中村 繁樹	3 番	福井 義隆
4 番	松井 保男	5 番	中島 由富	6 番	久保 昇
7 番	山本 英裕	8 番	山元 幸夫	9 番	井上 忠彦
10 番	本間 道明	11 番	杉江 善博		
13 番	小川 雅嗣	14 番	堀 裕子		

### 2. 会議に欠席した委員

12 番	中西 真由巳
------	--------

## 農地利用最適化推進委員

### 会議に出席した委員

2 番	久保 清一	3 番	中嶋 仁一
-----	-------	-----	-------

### 3. 会議に出席した職員

事務局長	村井 治夫	参事	舟木 朋宏	主査	山本 順子
------	-------	----	-------	----	-------

### 農林水産課

課長	岡田 芳治	主査	三浦 絵美
----	-------	----	-------

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。  
本日、12番 中西委員が欠席されておりますが、出席委員は農業委員14  
名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことを  
御報告します。

また、推進委員は10名中 2名出席いただいております。

傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現  
で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様をお願いします。

それでは、農業委員会憲章の唱和をお願いします。

( 農業委員会憲章の唱和 )

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、会長よろしく願いいたします。

会長 皆さん御苦勞様でございます。  
今日、研修があった中間管理機構ですが、なかなか草津市では思うように  
いかないという部分が多々ございます。後ほど出てくる放棄田の管理を十分  
やっていきながら、少しでも上げていきたい。地域の生産組合等も巻き込ん  
でいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。  
今日はたくさんの議題がございますので、少々時間がかかるかもしれませ  
ん。5時には終わるようにやっていきますが、皆さんの協力をひとつよろし  
くお願いいたします。

会長 それではただいまから、第5回 草津市農業委員会総会を開会します。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしておきましたとおりで  
ありますので、これを御了承願います。  
それでは、これより日程に入ります。  
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、

議席番号 6 番 久保 昇 委員

議席番号 10 番 本間 道明 委員

以上の兩人を指名いたします。

次に、日程第2 報第23号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

それでは、報第23号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地を自己使用目的の転用でございます。今月の届出は4件です。議案書の2ページ、3ページでございます。まずは2ページを御覧ください。

さて、説明の前に、今回から議案書の記載が若干変更され、番号は議案ごとの連番としております。なお、これまで受付番号は、今回から右側の備考欄に記載しておりますが説明の進行は左側の番号で行います。

また、申請・届出位置図につきましても、今回から図面を変更しておりますのでよろしくお願いたします。それでは説明に入ります。

はじめに、番号1は、届出人が共同住宅用地の整備をするため、届出人が所有する矢倉二丁目地先の田（3筆）、畑（1筆）の計4筆 1, 195㎡を転用されようとするものです。

計画では、敷地周辺に境界ブロック、擁壁を設置してネットフェンスで囲います。

敷地内の雨水は、傾斜をもたせる形で舗装し、雨水排水施設を介して既設水路へ放流するものであります。

なお、敷地周囲は、宅地、雑種地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に、番号2は、届出人が露天駐車場の整備をするため、届出人が所有する野路町地先の田（1筆）、299㎡を転用されようとするものです。

計画では、道路からに進入口に高さを合わせるように盛土を行い、敷地内の雨水は県道の歩道へ放流するため、傾斜をもたせて整地されます。また、敷地沿いの側溝は当該工事によりやり替えされます。

なお、敷地周囲は、宅地、雑種地、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に、番号3は、届出人が賃貸長屋住宅の建設をするため、届出人が所有する南笠東四丁目地先の田（3筆）、964㎡を転用されようとするものです。

計画では、擁壁・コンクリートブロックで周辺を囲み、敷地内はアスファルト舗装に既設側溝の方に傾斜させて敷地内の雨水を放流するものであります。

なお、敷地周囲は、宅地、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に、番号4（受付番号140）は、届出人が共同住宅の建設をするため、届出人が所有する野村六丁目地先の田（2筆）、254㎡を転用されようとするものです。

計画では、敷地境界に既設ブロックが施されておりますことから、現状の敷地高を合わせるための切土した後、アスファルト舗装で市道側に傾斜させることで敷地内の雨水を道路側溝に放流するものであります。

なお、敷地周囲は、宅地、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

最後に、これらの届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないことから、番号1は10月26日付け、番号2は10月4日付け、番号3、4は10月18日付けで専決規定に基づき局長専決により受理しております。以上でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（ 質問・意見なし ）

会長 発言が無いようですので、報第23号の報告を終わります。

次に、日程第3 報第24号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報第24号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。今月の届出は4件です。議案書の4ページを御覧ください。

はじめに、番号1は、譲受人が譲渡人の所有する草津四丁目地先の田（1筆）、691㎡を露天駐車場の整備をするため、売買により取得し転用されようとするものです。

譲受人は電子部品の製造・加工業を営んでおりますが、従業員の駐車場が不足しており、事業所の隣地である当該地を譲り受けできることとなり、今回の届出に至りました。

計画では、敷地周辺にコンクリートブロックを設置して囲みます。

また、事業所の敷地から出入りできるように盛土およびアスファルト舗装を行い、

傾斜をもたせて既設水路へ放流するものであります。

なお、敷地周囲は、宅地、田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。

次に、番号2は、先ほど御説明しました、第4条届出の番号1の共同住宅用地の一部でございます。

借人は、第4条届出 番号1の届出人であり、貸人の所有する矢倉二丁目地先の田、1筆、33㎡を共同住宅用地の整備をするため、使用貸借により転用されようとするものです。

計画では、敷地周辺に境界ブロック、擁壁を設置してネットフェンスで囲います。

また、敷地内の雨水は、傾斜をもたせる形で舗装し、雨水排水施設を介して既設水路へ放流するものであります。

なお、敷地周囲は、宅地、雑種地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に、番号3は、譲受人が、譲渡人の所有する野路四丁目地先の田、1筆、182㎡を露天資材置場の整備をするため、売買により取得して転用されようとするものです。

譲受人は土木建築工事および宅地造成、不動産売買の仲介業などを営んでおり、隣地の分譲住宅が進んできた中で小規模ながらも建築資材等を置く敷地の確保が必要となり、このたび当該農地を譲り受けできることになり、届出に至りました。

また、計画では、敷地境界付近の造成は行わず、敷地を南西側の水路に傾斜をもたせるように整地し、敷地内の雨水を道路側溝に放流するものであります。

なお、敷地周囲は、宅地、田であり、一部所有者から隣地承諾を得ておられるものの、承諾を得られることができなかったところについては、得られなかったことについての経過書を提出いただいております。

次に、番号4は、借人が、貸人の所有する南笠町地先の畑、1筆、441㎡を一戸建て住宅の建築をするため、使用貸借により転用されようとするものです。

現在、借人は市内にお住まいですが、貸人宅の近くに一軒家を建てる候補として、これまでに駐車場として利用されておりました当該農地を活用しよ

うと計画され、今回の届出となりました。

当該農地は、平成17年に貸人が先代から相続した時点ですでに駐車場になっており、その頃から使用されておりましたが、今回の建築にあたって、地目が農地であると判明したため、当該届出に顛末書を付して提出されております。

よって造成等の計画はなく、敷地の雨水は市道の既設側溝へ放流する状況です。

なお、敷地周囲は、雑種地、水路、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

最後に、これらの届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないことから、番号1は10月18日付け、番号2は10月26日付け、番号3は10月4日付け、番号4は10月25日付けで専決規定に基づき局長専決により受理しております。以上でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報第24号の報告を終わります。

次に、日程第4 報第25号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報告第25号について事務局より説明させていただきます。議案書4-1ページを御覧ください。

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について、この届出は、農地法3条による賃貸借の設定を解除するものです。今回、1件の届出がありました。

1番につきましては、賃借人は貸人が所有する、芦浦町地先の田、1筆、1,094㎡について、農地法第3条による賃貸借の設定をしておりましたが、平成29年10月2日に、所有権移転のため、今回、解約の申出がありました。

この案件については、議第49号の番号5番にて、農地法第5条第1項の規定による申請のため、解約の届出が提出されたものです。なお、この解約通知書につきましては、平成29年10月2日付けで受理しております。以上です。



会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報第25号の報告を終わります。

次に、日程第5 議第48号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第48号 農地法第4条第1項の規定による許可について説明させていただきます。この申請は、市街化調整区域内の土地を自己使用目的の転用です。議案書5ページを御覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

番号1は、申請人が所有する木川町地先の田、1筆168㎡を申請人の専用住宅を建てるために転用されようとするものです。

当該農地につきましては、平成13年に土地改良法による換地処分された土地であり、雑種地化された土地であります。

よって、造成等などの計画はなく、敷地の雨水排水は、現状どおり自然浸透または、宅内の雨水排水管を介して既設市道の側溝に放流されます。

敷地周囲は、宅地、道路、田であります。田の所有者が届出人本人であるため、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

現況雑種地化されていることもあり、この申請による顛末書の提出もいただいております。

一般基準については、事業にかかる見積書および金融機関からの融資証明が添付されており、事業の目的がはたされるものと考えております。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

最後に、本件は都市計画法第29条に該当することから同時許可となります。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

整理番号1番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番  
●●

この土地は整備をされた時に非農用地として確保された土地で、お父さんが2年前に亡くなられて、その時点で次男の申請人が相続されました。申請人はマンションに住んでいたのですが、自分の土地があるということで、その土地に家を建てたいということで申請がなされたわけでありまして。

以上です。審議のほどをお願いします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

( 質問・意見なし )

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長

挙手全員であります。

よって、議第48号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議第49号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第49号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。今月の申請は5件です。議案書の6ページ、7ページでございます。まずは6ページを御覧ください。

はじめに、番号1についてですが、議案発送後にお亡くなりになられまし

た。このことから、遺言記載の相続人から申請書の差し替えがございましたので、お手元に御用意させていただいておりますので差し替えをよろしくお願ひします。それでは説明に移ります。

借人は、貸人が所有されます青地町地先の田、1筆、396㎡に一時的な期間であります。園庭をつくるために賃貸借契約し、一時転用されようとするものです。

借人は、現在、認定こども園を建築中ですが、保護者から工事期間中（平成30年3月末まで）は子供が屋外で遊ぶスペースがなくなるため、仮園庭を整備することについて強い要望があり、子供の移動や管理上のことを考えますと、当該農地が最適であると判断されましたことから、申請地としたものであります。

計画については、草刈りを行い、隣地農地への子供が出入りできないように仮設でロープを張り、子供の安全と隣地耕作者への配慮に万全を期すとのことであります。

これ以外に盛土等の施しの予定はなく、認定こども園の工事が終了しましたら、速やかに農地への回復を行うとのことであります。

なお、申請地の周囲は、宅地、田でありますことから農地の所有者からの隣地承諾を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、草刈り、ロープ張りは幼児課職員および保護者が行いますことから、費用の発生はございません。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に、番号2は、譲受人が、譲渡人所有の迫分南四丁目地先の田、2筆、1,572㎡に露天資材置場を整備するために売買にて譲受し、転用されようとするものです。

譲受人は、不動産の売買、賃貸、管理、建築、土木造園業などを営んでおられます。

さて、老朽化が著しく進んでいる家屋は、基本、取り壊しが行われますが、最近では庭木、庭石などについては、資源の有効活用をされるケースが見られ、撤去後、分別後に再利用されるまでの間、一時的に保管できる露天資材置場を計画されておられ、このたび申請されたものであります。

計画では、市道の境界を明らかにするためにコンクリート明示工を行います。

す。

また、敷地全体に盛土を行いますが、隣地宅地との間に側溝があるため、L型擁壁を設置して、外部への土砂流出対策を計画されておられます。

申請地の周囲は、宅地、道路であるため、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地ですが、市街化の傾向が著しい区域でありますことから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、事業にかかる見積書と通帳原本確認の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号3は、借人が、このたびの結婚により貸人の農地、矢橋町地先の田、1筆120㎡に使用貸借にて農家住宅を建てられるために、転用されようとするものです。

計画等については、市道との高さに合わせるべく盛土を行いますが、敷地境界の構造物がございしますので、特に手を加えることもなく、盛土・整地後に農家住宅を建築されます。

申請地の周囲は道路、宅地、田ではありますが、田が現状宅地となっておりますことから隣地承諾をいただいていません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、事業にかかる見積書と住宅ローン証明の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号4は、譲受人が専用住宅を建てられるために、譲渡人所有の農地、矢橋町地先の田、3筆362㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、草津市内の賃貸マンションに居住しておられますが、子どもの成長や出産予定等のことを考えたとき、環境面からも子育てに最適な土地であると判断しましたことから当該農地を申請地としたものであります。

計画では、敷地全体に盛土を行い、隣地農地（田）との境界付近は法面を、また、畑との境界には、明示ブロック工を施します。

雨水排水については、自然浸透および敷地西側にあります市道側溝に排水する計画となっております。

申請地の周囲は、道路、田、畑であり、農地所有者からの隣地承諾は得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、事業にかかる見積書と住宅ローン証明の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法第29条に該当しておりますので同時許可となります。

最後に番号5は、譲受人が、譲渡人所有の農地、芦浦町地先の田、1筆、1,094㎡を売買にて露天資材置場を整備するために、転用されようとするものです。

譲受人は、土木工事業を営んでおられ、事業拡大に向けて用地取得を検討されておられました。

その折に、譲受人が経営されておられます事業所の直近であります当該農地の売買取得が可能となり、今回の農地転用の申請となりました。

計画では、計画地盤高に合わせるべく盛土を行い、コンクリートブロックとL型擁壁を設置し、隣地農地への影響が生じない計画です。

雨水排水については、敷地全体として自然浸透する計画となっております。

申請地の周囲は、道路、雑種地、田でありますことから、農地所有から隣地承諾を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの融資予定証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上5件、添付書類等確認いたしましたますが、不備等なく考えますので、御

審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

整理番号1番および2番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

番号1ですが、志津幼稚園の工事のために園庭が不足するので、その間の園庭を確保するという観点からこの農地を一時的に転用するというものでございます。それに伴いまして、隣地の農地の承諾も得ておられますし、当該農地に手を加えるということもございませんので、影響も特にないと見ました。したがって、これに関する問題はないと思っております。

●●

番号2は追分町の案件でございますが、これにつきましては、周辺は宅地と道路ということでございますし、水路は一部ございますが、水路への汚泥流出防止の処置もするというところでございまして、農地に対する影響はないと判断しております。この件に関しましても転用については問題ないものと判断いたしました。以上でございます。

会長

整理番号3番および4番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

3番の案件ですが、横に墓地がありまして、周りのお父さんの土地の一部40㎡を娘さんと将来結婚する旦那さんのために家を建てたいということで転用されます。現地確認したところ、別に支障がないものと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

●●

4番の案件は、先の●●委員から引き継いだ案件でございまして、以前にかなり大きな転用がございまして、その横の土地でございまして。書類も全部そろっており、差支えないものと思われまますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

整理番号5番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

申請人の代理人の方が来られまして、書類一式に目を通しました。先ほどの小作解除の件も確認しております。借主は建設土建業を営んでおり、露天資材置場を作って材料を置きたいという申請で、そこが一番良い適地となっ

●●

ております。現場を見ましたところ、田んぼは作りにくいところで、譲受人も小作をされた方もタイミングが良いということで成立しました。何ら問題ありませんので、御審議の方よろしくお願ひします。

会長                    ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
                          ただいまの、事務局及び担当委員からの説明について、発言のある方は挙  
手願ひします。

●●番                    地図の印が受付番号なのが分かりにくいのと、4番の面積が違っているの  
●●                    で直して欲しいと思います。

事務局                    はい、分かりました。

会長                    他にございせんか。

( 質問・意見なし )

会長                    無いようでありますので、質疑を終結します。  
                          採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決  
定することに、賛成の方は挙手をお願ひします。

( 挙手全員 )

会長                    挙手全員であります。  
                          よって、議第49号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可  
をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。  
                          次に、日程第7 議第50号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、  
議決を求めることについて」を議題とし、農林水産課から議案の朗読と説明  
を願ひします。

農林水産課            本日、議第50号としまして、「農用地利用集積計画（案）の決定につき、  
議決を求めることについて」をあげさせていただいておりますので、よろし  
く御審議いただきますようお願ひします。  
                          内容につきましては、担当から説明させていただきます。

農林水産課            議第50号 平成29年12月1日公告分 農用地利用集積計画（案）に

ついて御説明させていただきます。

まず、お配りしております「農用地利用集積計画 利用権設定（案）平成29年12月1日公告」を御覧いただきたいと思います。

集計と書かれたページがございます。

平成29年12月1日に利用権設定する件数につきましては、全体で704筆ございまして、面積が1,103,295.34㎡となります。内訳としましては、田んぼが668筆、面積が1,068,509.34㎡、畑が36筆、面積が34,788㎡です。

続きまして右の表に移ってください。平成29年12月1日現在で設定されている利用権の累計数値になります。全体の合計筆数が3,282筆、面積が5,089,247.15㎡となっております。内訳といたしましては、田んぼが3,168筆で面積が4,989,544.15㎡、畑が114筆で、面積が99,703㎡でございます。

また、一番右の表ですが、平成29年12月1日付利用権設定予定の筆を設定期間別に集計したものです。3年未満が23筆、3年以上6年未満が634筆（内3年が595筆）、6年以上9年未満が4筆（内6年が4筆）、9年以上12年未満が43筆（内9年が0筆）合計で704筆でございます。

草津市の農業振興地域内の農用地面積1,425.3haに対して、利用権の設定面積割合が約35.64%となっております。前年度の12月の33.17%と比べると増加しております。

なお、個々の設定につきましては2ページ以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で平成29年12月1日公告分 農用地利用集積計画（案）の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で、農林水産課の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

ただ今の農林水産課からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●番

審議とおっしゃいましたが、何を審議するのですか。単に集計されていて、報告のような感じを受けるのですが。

農林水産課

今申し上げたのは集計になるのですが、2ページ以降に内容がございまして、こちら含めまして御審議いただきまして、利用集積計画を決定させていただく形になります



●番  
●● 先ほど、農地中間管理機構の方から説明を受けたのですが、例えば「滋賀県では目標をこういう風に設定しました」とそれに対してどういう計画で推進していくのだと、こういうのがあると思うのですが、それに対してまだまだ足りないのか、足りない原因は何なのかとか、今後どういう風に取り組んだら良いのかとか、そういうのが計画だというイメージなのですが、単に実績だけをまとめただけなので、これは計画とは言わないのではないですか。

農林水産課 未定の計画ではなくて、受委託とか中間管理機構を含めての田んぼの耕作をしてもらうのに、「これは駄目だ」ということになれば変えないといけないことになってきますので。

●番  
●● 今日の審議の中身はそれぞれの案件が不純なものがないことを確認するのですか。

農林水産課 そうですね。ここでOKを出さないと向こうが受けられません。

●番  
●● それにしても一覧表だけで、審議に耐えられるような、審査項目に対して良いとか悪いとか、そういう聞かれ方をしたら分かりますが、単に一覧表を掲げて良いか悪いか言われても判断しようがないと思います。

農林水産課 その審議は中間管理機構やカントリーさんでされています。

事務局長 基盤強化法で農業委員会の決定がいるとルールになっております。法律に基づいた文言で決定を得るということです。計画の内容、作り方も決められていると思います。それがこういった借り手、貸し手の項目になっています。

農林水産課 計画に記載すべき項目が経営基盤強化促進法に載っておりますので、そちらに基づいて作成しています。

会長 出てきたものを我々は承認するだけなんですね。

農林水産課 結果的にはそうなのですが、個々の良いところ悪いところを議論するのがベターですね。

●番 議論できるほどの情報が入っていないですね。

●●

会長 皆さんを信頼して我々は了承するというものでずっと来ています。

●番 法律で審議しろと決まっているのですか。

●●

農林水産課 農業委員会の議を経るということです。

●番 議というのは審議なんですか。

●●

農林水産課 そうですね。議案としてあがります。

●番 初めてだからよく分からないのですが、こんなもので審議したことにならないと思います。

●●

農林水産課 新たなことを始めますか、取りやめますかということでしたら審議ですけれども。私らもずっとやってるから当たり前と言っではおかしいですが。

会長 3年継続とか、5年という計画でしょう。

農林水産課 新規のものも32件あります。後は前に期限が来たので再設定されています。

●番 農協の受委託の分は農協が全部手続きをしているのですか。

●●

農林水産課 農協の方で申出書を作って、その原本をこちらにいただいて計画にあげさせていただいております。

●番 私が畑を持っているとしたら、個人が農林水産課に行って手続きをしないといけませんよね。今後、北山田なんかは5年、10年後は高齢化して維持できない農家が出てくるから、ハウスの受委託を田んぼの受委託と同じよ

うに農協に組織を作ってもらえるよう農林水産課から指導してもらえたらと思います。

農林水産課 畑のそういう事業の整備は進めております。今の空きハウスといった状況を整理しております。今後は農協さんをお願いすることになると思いますが、空きハウスを別の人に貸すとか、紹介するとか、そういったことを進めていかなければいけないということで、今作業をしているところです。

●番 それを強力にお願いします。

●●

農林水産課 はい。  
去年くらいからやりだしました。

●番 ありがとうございます。

●●

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

( 質問・意見なし )

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。  
ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長 挙手全員であります。

よって、議第50号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後2時30分

草津市農業委員会会議規則第19条

第2項によりここに署名する

平成29年11月10日

会 長 福井 義隆 \_\_\_\_\_

署名委員 久保 昇 \_\_\_\_\_

署名委員 本間 道明 \_\_\_\_\_